

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

### 証拠説明書

(甲6～甲7)

平成19年12月11日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲6	意見書	H19.1 1.26	嶋津暉之	<p>1 経歴等 作成者が、水使用実態の調査を行った経験を有すること。 作成者が東京都公害局(当時)において事業所に対する水使用合理化のための指導を担当し、指導をすすめた結果、水使用量が大幅に減少したこと。 神奈川県の一最大配水量が、1997年以降、作成者が1997年当時神奈川県の一最大配水量の実績を分析して行った水需要予測を下回る数値で推移しており、作成者の知見の正しさが裏付けられたこと。 徳山ダム対象地域の水需要実績が、1999年以降、1999年当時作成者の予測した水需要を下回る数値で推移しており、作成者の知見の正しさが裏付けられたこと。</p> <p>2 東京都の水需要予測が過大であること 一日最大配水量に関する東京都の予測の誤りが、一人当たり生活用水と負荷率の予測の誤りに起因していること、一人当たり生活用水の予測において、東京都の予測式が増加傾向しか求められないよう設定された不合理なものであること、負荷率が上昇傾向にあることは各都市水道に共通してみられる傾向であること、東京都は負荷率上昇の理由について分析することなく、最近の実績とかけ離れた過去の低い値を採用していること。 大阪府などの都市部において、一日最大配水量実績が減少していることにもない、予測を下方修正する例がみられること、東京都が大阪府において採用され</p>	写し

				<p>た方法と同様の方法で予測の修正を行った場合、2013年度の予測値は、現在の予測値より1割以上小さい数字となること。</p> <p>3 東京都の保有水源の評価が過小であること  多摩地域の水道用地下水は、東京都環境局が利用継続を認め、厚生労働省が水源として認可し、現実に利用されている水源であること。  東京都が保有水源の算定にあたって設定している利用量率は、合理的な根拠なく、実績と比較して低い数値に設定されていること。  東京都が多摩川の小水源を保有水源として算入しない理由を示す資料が存在しないこと。  乙第120号証「参考 開発量の低下（実力評価）について」は、関東地方整備局が組織として作成したのではなく、個人の作成した文書にすぎないこと。</p> <p>4 その他  最近20年間における東京都水道の湧水は生活への影響がほとんどないレベルのものであったこと、2000年以降水源余裕量が飛躍的に高まったことから、それ以前の湧水が再来してもその影響はさらに軽微になること。  「ロンドンでは1/50、ニューヨーク、サンフランシスコは既往最大湧水への対応を目標とした水源開発がすすめられている」という事実が存在しないこと。  首都圏および全国の工業用水使用量が1972年ころ以降減少傾向にあること、首都圏及び全国の水道用水使用量が1990年代後半から減少傾向にあること。</p> <p>その他、原告の利水に関する主張全般</p>	
甲7	意見書	H19.1 1.26	遠藤保男	<p>1 東京都水道局は、現在有している水源を適切に維持・管理することにより、新規水源開発を行わなくても湧水に対応することができること。  作成者が金町浄水場に勤務していた1979～1981年当時、給水域の住民が、水道局等に対し、原水の水質改善を求めたが、水道局がこれに応じなかったこと、このことが浄水場の処理量の低下を招いたこと。  作成者が小笠原母島に勤務していた1981～1983年当時、小笠原父島・母島では、限られた水源を最大限利用する努力がなされていたこと、他方、同時期に、玉川浄水場は水質改善のための対応がなされないまま停止されていたこと。  東京水道は、東村山浄水場が有している多摩川と利根川の間で原水連絡管を利用して、利根川水系で取水制限を受けても、東京都民への影響がほとんど出ないようにすることができること。  作成者が東村山浄水場に勤務していた1983～1987年当時、府中市と三鷹市で地下水汚染が判明し、東京水道に一元化されていなかった三鷹市は、有害物質を除去する対策を講じたのに対し、東京都水道局が何らの</p>	写し

			<p>対策を講じなかったこと。</p> <p>地盤沈下を誘発することのない地下水揚水量を算出することは可能であること。</p> <p>東京都水道局は、玉川浄水場を上水浄水場として再開するための対策を講ずることにより、玉川浄水場が保有している2.04? / 秒の水利権を活用することができるようになること。</p> <p>東京都水道局は、砧浄水場の集水埋管の補修・付け替えや井戸野付け替えを行うことにより、現在取水されていない水利権日量約13万? を利用することができるようになること。</p> <p>2 年間一日最大配水量を水需要予測の基準とすることは不合理であること。</p> <p>作成者が水道局に勤務していた当時、現場職員の間で、年間一日最大配水量は、水道局上層部によって意図的に設定される数値であるとの共通認識があったこと。</p> <p>東京都の配水池の総容量は、2005年度時点で、供給予備力（全ての配水池が満水の状態で全ての浄水場が取水を停止した場合、配水地の水で一日平均配水量の何日分まかなうことができるかをあらわす数値）0.7日分あること、この容量は水道局職員が水需要の変化に対応して配水を行うために十分な量であるから、年間一日最大配水量を基準とした水源開発を行う必要性がないこと。</p> <p>3 東京都が保有水源の算定に用いている負荷率が過小であること。</p> <p>1975年以降現在まで、負荷率は供給予備力とともに上昇していること、今後供給予備力が減少することはないから、負荷率が減少することもないこと。</p> <p>4 東京都が保有水源の算定に用いている利用量率が過小であること。</p> <p>浄水場において消費される水は、排泥処理と、沈殿池やろ過池など各水槽水面からの蒸発散によるもので、きわめて少ないこと、したがって東京都水道局が用いている計画利用量率は、実態と比較しても、低すぎる値であること。</p> <p>5 東京都水道局が過大な水需要予測に基づく過大な設備投資をおこなってきたこと、その結果現在の東京都水道局の公称浄水能力は年間一日最大配水量約500万? より200万? 近く大きい686万? であること。</p> <p>6 過去の湧水が利用者に被害を発生させていないこと。</p> <p>1994年の湧水時には、15%の給水制限が行われ、12時間の給水圧力引き下げが行われたが、水道利用者からの苦情はゼロであったこと。</p> <p>その他、原告の利水に関する主張全般</p>
--	--	--	---